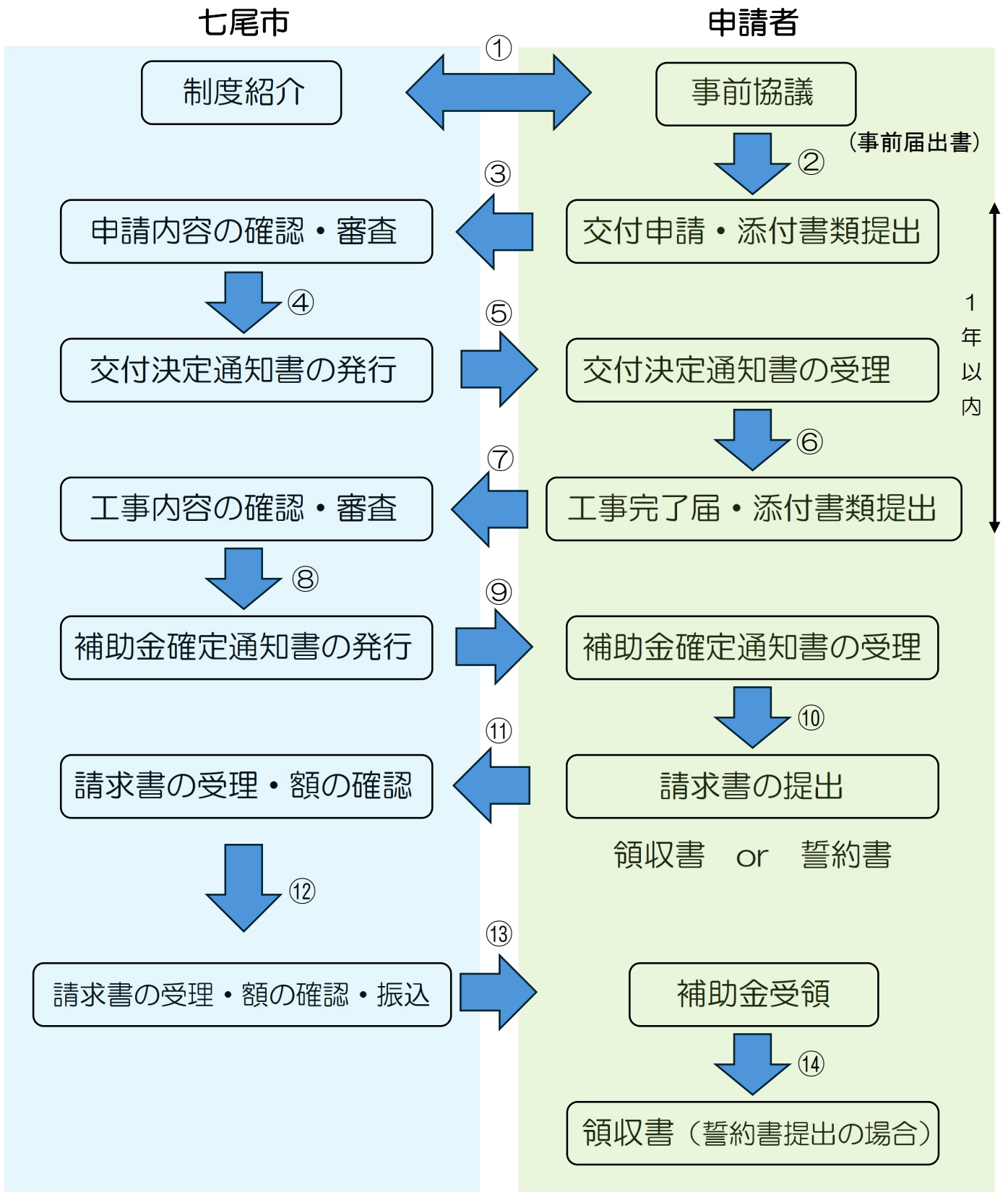


宅地復旧支援事業の補助金交付手続きの流れ



注意事項

- 令和6年能登半島地震時に戸建住宅、アパート及びマンション（1宅地、1所有者とみなす）、供用住宅のうち住宅の用に供する部分などが対象です。
- 他の補助制度などによって施工する、又は施工した工事は対象外となります。
- 復旧工事等に要した費用が50万円以下の工事は対象外となります。
- 申請内容が変更となる場合は、③～⑤の手続きが再度必要となります。